

社会福祉法人あゆみ園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみ園（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額（以下「旅費」という。）並びに支給方法について定めることを目的とする。

(報酬の額及び支給方法)

第2条 役員等が理事長の命により職務（以下「職務」という。）を遂行したときは報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、次の通りとする。ただし、同一日に複数の会議等に出席した場合でも、一つの会議等の出席報酬のみを支払うものとする。

理事・監事・評議員 理事会、評議員会又は監事監査への出席報酬
評議員選任・解任委員会への立会出席報酬

1日10,000円

評議員選任・解任委員 評議員選任・解任委員会への出席報酬

1日10,000円

第三者委員 会議等への出席報酬 1日10,000円

支援向上（虐待防止）委員 会議等への出席報酬 1日10,000円

その他法人運営に関する会議等への出席報酬

1日 10,000円

3 前項の報酬の額は、原則として会計年度末の翌月末までに口座振込みによって支給するものとする。ただし、特に必要がある場合はその都度現金で支給することができる。

(旅費の支給範囲)

第3条 旅費の支給範囲は、公共の交通機関、駐車料金、宿泊料、見学料、食事代とする。ただし、旅費の計算は最も経済的な経路方法により計算する。天災その他やむを得ない場合は、実際の経路により計算する。

(旅費の額)

第4条 役員等が職務のため出張した時は、旅費として支給する。

1 旅費は、次のとおり支給する。

役員等	公共の交通機関及び駐車料金	実費
	宿泊料 実費但し限度額	15,000円
	見学科 実費但し限度額	1日1,800円 2日3,600円
	食事代 実費但し限度額	1回1,500円 1日3,000円

(支給限度額)

第5条 一会計年度において一人の役員等に支払うことのできる出席報酬合計額は、次のとおりとする。

(1) 理事	200,000円
(2) 監事	200,000円
(3) 評議員	100,000円
(4) 評議員選任・解任委員等	50,000円

(兼務役員等)

第6条 法人の常勤の職員（常勤的非常勤職員を含む。）を兼務する役員等で役員としての職務遂行が施設から給与等の支給対象となる場合は、報酬は支給しない。ただし、給与等の支給対象外となった場合は、第2条に準じて報酬を支給する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は評議員会の議決により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和2年4月1日から施行する。